

□■受験対策ミニ講座 4号 2022□■（養成所ニュースプラス 9号）

先週の三連休は、遠出を我慢して受験対策を進めた人も多かったと思います。しかし、出勤の皆さんは大雨の対応に追われていたのではないのでしょうか。皆さんの地域では、台風の被害はいかがだったのでしょうか。現在も断水等で生活がままならないという地域もあります。心よりお見舞い申し上げます。

明日から10月、そして、第35回国家試験受験申込締切まであと1週間となりました。まだ申込を迷っている方がいるかもしれません。2025（令和7）年からは、新たな教育内容に基づく試験問題になります。そのことを考えると、今回受験を見送ることは得策とは思えません。申込にあたっては、受験手数料をコンビニで払い込み、証明写真を用意する他、郵送方法が簡易書留と指定されている等、意外と時間がかかります。申し込みを済ませていない方は、今すぐ準備を始めましょう。

今回は、「高齢者に対する支援と介護保険制度」から高齢者に関する政策動向の問題です。選択肢の文字数が多い問題ですので、1分30秒を意識して回答してください。また、いつものように、選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【32回問題 127】高齢者等に関する近年の政策の動向についての次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年（平成28年）6月閣議決定）において、2025年度に向けて、高齢者の介護予防施策に関する成果と要介護認定者数の伸びの抑制についての数値目標が掲げられた。
2. 「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（2017年（平成29年）改訂（厚生労働省））の7つの柱において、若年性認知症の人の特性に配慮した就労・社会参加支援等の推進が掲げられた。
3. 「高齢社会対策大綱」（2018年（平成30年）2月閣議決定）において、高齢者の支援において新技術（人工知能や介護ロボット、情報通信技術など）を活用することは、人間的な温かさが乏しいため、避けることが望ましいという提言が行われた。
4. 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（2018年（平成30年）改訂（厚生労働省））では、本人の意思による積極的安楽死についての決定プロセスが規定された。
5. 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（2018年（平成30年）（厚生労働省））において、認知症の人の意思決定支援については、ケアを提供する専門職員や行政職員は関与しないことが規定された。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(33期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(34期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします※申込受付期間終了間近です※

- ・第35回国家試験の受験申込受付期間は、令和4年10月7日（金）まで（消印有効）です。
- ※『受験の手引』には、〔10月8日（土）以降の消印のものは、受け付けできません〕と明記されています。ご注意ください。
- ・第35回国家試験は、令和5年2月5日（日）です。
- 試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

受験申し込み手続きについてはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/tetsuzuki.html>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です（9月15日申込締切）。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

※締切を過ぎましたが、在宅受験は受付中です。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 正答と解説】

9月は世界アルツハイマー月間です。各国で啓発活動が行われています。今年の国内の標語は「忘れてもあなたはあなたのもままでいい」です。認知症になっても安心して暮らしていける社会をめざします。

2010年代は認知症高齢者等に対する施策が大きく進んだ時期と言われています。高齢者等に関する近年の政策を問うこの問題の選択肢は、2016（平成28）年～2018（平成30）年に出されたものであり、この短期間の動きを見ても高齢者に関する取り組みは待たないであることがわかります。各政策の概要を確認することが必要です。また、介護保険法以降の政策の流れを理解しておくことも有効な国家試験準備です。現在の政策から遡っていくという学び方もあります。

1. ×介護予防に関連する数値目標は示されていません。一方、「介護離職ゼロ」にむけた取組として、介護環境の整備や健康寿命の延伸、地域共生社会の実現等が挙げられています。
2. ○認知症理解のための普及・啓発の推進や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供等7つの柱が示され、「若年認知症施策」の強化もその一つとして取り上げられています。テキスト13「高齢者に対する支援と介護保険制度」p.420で7つの柱を確認してください。
3. ×人間的な温かさの乏しさに関する記述はなく、先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化の方向性が示されています。介護ロボットの開発等の促進についての記述もあります。
4. ×「生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本ガイドラインでは対象としない」とされています。
5. ×ガイドラインは「認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人」による意思決定支援としています。意思決定するのは認知症のある人であり、意思決定支援をするのは関わる全ての人です。専門職や行政職員も関与します。

※高齢者福祉制度の発展過程は、第30回、31回、33回、34回でも、認知症ケアは、第31回、34回でも出題されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus